

## 【大阪府からのお知らせ】

内閣官房及び公正取引委員会は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、公表しました(令和5年11月29日)。

本指針は、価格転嫁が進んでいない「労務費」に関して取りまとめられたもので、事業者(発注者・受注者)が採るべき行動・求められる行動や労務費の適切な転嫁に向けた取組事例、留意すべき点などが提示されています。今後の価格交渉において、ご活用ください。



## 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

### 【指針の性格】

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 発注者及び受注者が採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめ、それぞれに「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」、「留意すべき点」などを記載。

### 発注者として採るべき行動／求められる行動

- ★【行動①】: 本社(経営トップ)の関与】
- ★【行動②】: 発注者側からの定期的な協議の実施】
- ★【行動③】: 説明・資料を求める場合は公表資料とすること】
- ★【行動④】: サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと】
- ★【行動⑤】: 要請があれば協議のテーブルにつくこと】
- ★【行動⑥】: 必要に応じ考え方を提案すること】



### 受注者として採るべき行動／求められる行動

- ★【行動①】: 相談窓口の活用】
- ★【行動②】: 根拠とする資料】
- ★【行動③】: 値上げ要請のタイミング】
- ★【行動④】: 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示】

### 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- ★【行動①】: 定期的なコミュニケーション】
- ★【行動②】: 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管】

### 《相談窓口》

|                                       |   |   |
|---------------------------------------|---|---|
| 価格交渉・価格転嫁の相談(好事例の紹介、転嫁の考え方、参考情報の提供など) | 下請かけこみ寺 (0120-418-618)<br>価格転嫁サポート窓口(大阪府よろず支援拠点 06-4708-7045) |   |
| 本指針の記載内容に関する質問                        | 公正取引委員会事務総局経済取引局<br>取引部 企業取引課<br>(03-3581-3378)               |   |
| 独占禁止法上の優越的地位の濫用の考え方についての相談            | 公正取引委員会事務総局経済取引局<br>取引部 企業取引課<br>(03-3581-3375)               | 公正取引委員会近畿中国四国事務所<br>取引課<br>(06-6941-2175) |
| 下請代金法上の買いたたきの考え方についての相談               | 公正取引委員会事務総局経済取引局<br>取引部 企業取引課<br>(03-3581-3375)               | 公正取引委員会近畿中国四国事務所<br>下請課<br>(06-6941-2176) |
|                                       | 中小企業庁事業環境部 取引課<br>(03-3501-1732)                              | 近畿経済産業局 取引適正化推進室<br>(06-6966-6037)        |